

## 氷見市森林作業道整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号)第22条の規定にもとづき、氷見市森林作業道整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、多雪地域という自然条件と環境負荷を踏まえ、小規模で敷設する作業道を整備することにより、適切な森林の保全管理の促進を図るほか、持続可能な森林経営を目指す自伐型林家等の支援を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

- (1) 林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている個人若しくは団体のことをいう。
- (2) 自伐林家とは、持続可能な森林経営を目的とし、自己所有森林において自分自身が施業する者で、かつ、伐採届(森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届)を提出し施業を行っていることを証明できる者をいう。
- (3) 自伐型林家とは、持続可能な森林経営を目的とし、自己又は他人の保有する森林において、森林の経営や管理等を自ら行う者で、かつ、伐採届(森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届)を提出し施業を行っている者をいう。

(補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の交付基準については、別表に定めるとおりとする。

2 同一の実施主体に対する年間の補助金の上限は100万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前までに、氷見市森林作業道整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 位置図(25,000分の1又は50,000分の1の地形図)
- (3) 平面図(5,000分の1以上の地形図に事業区域、延長を記入したもの)
- (4) 着手前写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は補助事業の実施区域において、国又は県等の同一目的の補助金等の交付又は交付の決定を受けている場合は、補助金の交付を受けられないものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理した場合は、内容を審査し、補助金の交付が適切であると認

めたときは、氷見市森林作業道整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号、以下「決定通知」という。）により申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第7条 前条の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ氷見市森林作業道整備事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 位置図（25,000分の1又は50,000分の1の地形図）
- (3) 平面図（5,000分の1以上の地形図に変更箇所を明記したもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の変更の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助金額の30%を超える減額
- (2) 補助金額の増額

（補助金の変更交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、氷見市森林作業道整備事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ氷見市森林作業道整備事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、氷見市森林作業道整備事業費補助金中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、氷見市森林作業道整備事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第1号の2）
- (2) 位置図（25,000分の1又は50,000分の1の地形図）
- (3) 平面図（5,000分の1以上の地形図に事業区域、延長を記入したもの）
- (4) 完成写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、氷見市森林作業道整備事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により交付金の額の確定を通知するものとする。

(補助事業者の義務)

第 13 条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定を順守すること。
- (2) 補助金により整備した作業道については、今後適切な保全管理を行うこと。
- (3) 補助金により整備した作業道については、第三者の森林整備での使用及び市長の依頼による使用を妨げないこと。

(補助金の取消及び返還命令)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止又は廃止したとき。

(報告又は調査)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(その他必要事項)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

事業内容	補助金交付基準	実施主体	規格	補助金の額
間伐等により伐採した木材の搬出等、森林整備を行うために必要な作業道の開設で、持続的な利用を目的とするもの。	開設される森林作業道は幅員 1.5 メートル以上、2.5 メートル以下であること。	林業経営体、自伐林家、自伐型林家	幅員 1.5 メートル以上 2.0 メートル未満	1,500 円/メートル
			幅員 2.0 メートル以上 2.5 メートル以下	2,000 円/メートル
			洗い越し工	6,000 円/箇所